

唐津・宝当神社

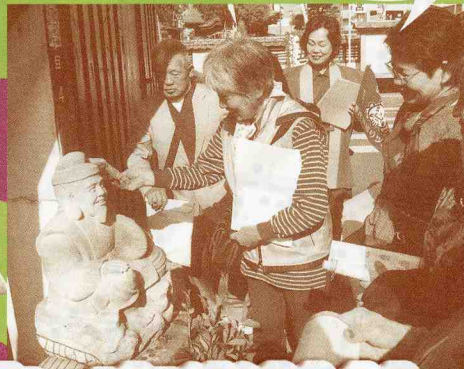


ゆめこいえびす

ドリームジャンボの
夢よ来い!!

佐賀では宝くじが
高配当で
当たるらしい

昨年末に大好評の必当祈願ツアー
ご好評につき
第2弾
実施決定!!



佐賀・恵比須と唐津・宝当神社

必当祈願ツアー

ドリーム
ジャンボ編

ツアー実施日

平成17年

5/16月・21土・27金 6/2木・3金

参加
料金

5,800円(税込)

大人お一人様(お子様は同一料金になります。)

募集
人員

150名様

1日あたり30名

佐賀では宝くじが“高配当”で当たるらしい!?

2003年夏のサマージャンボ宝くじで、佐賀県内で出た一億円以上の高額当せん金の合計は、なんと6億円。これは宝くじの県内販売額を超えた金額です。宝くじを販売しているみずほ銀行によると、当せん金が売上金を上回るのは極めて珍しいとのこと。噂によれば、佐賀の420体以上もの恵比須さんと唐津の宝当神社が開運をもたらしているとか!今年ドリームジャンボは、開運ツアーで夢を叶えましょう!!

宝くじ長者のモデル像は

	年齢	職業	血液型	星座	イニシャル	購入枚数	購入場所
男性	50代	会社員	A型	水瓶座	T.K	30枚	高額当選 売場
女性	50代	主婦	A型	魚座	M.K		

(みずほ銀行宝くじ長者白書より)

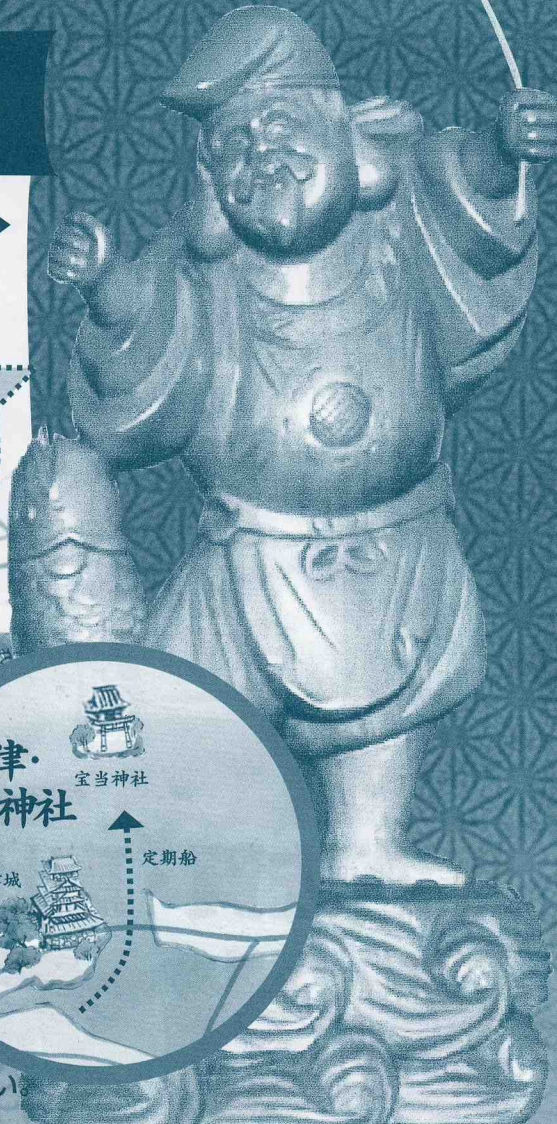
身に覚えのある方、ぜひご参加ください。

⑤もちろんどなたでも参加できます。

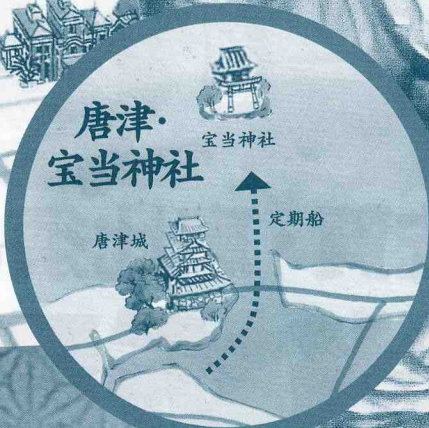
【共同企画】 恵比須DEまちづくりネットワーク(佐賀市役所商工振興課内) JR九州ジョイロード佐賀支店

【お申し込み・お問い合わせ】 JR九州ジョイロード佐賀支店 TEL 0952-24-0773

佐賀市えびす散策MAP



初
お披露目!!
5月4日松原神社に
高さ2.5mの大きな
えびす様が誕生!



※ツアー当日に宝くじの購入、買い増しも可能です。コース3ヶ所でお求め下さい。

ツアー行程

時間	コース
10:00	JR佐賀駅南口集合、出発
10:00~11:40	★ 恵比須巡り みずほ銀行前売場で 希望者は各自購入
11:50~12:50	昼食 ★ 恵比須御膳
12:50	昼食会場で貸切バス乗車
14:30頃	唐津船着場出発
15:00~15:50	★ 宝当神社参拝、必当祈願
16:20頃	唐津船着場到着
16:30頃	JR唐津駅(希望者は下車可能)
18:00	JR佐賀駅着、解散

※西友宝くじ売場は、9時30分開店です。

注意事項

- 10:00までに、宝くじをお買い求めのうえ集合してください。
- ウォーキングのできる格好でご参加ください。
- 安心してご旅行いただくためにお客様ご自身で保険をかけられることをお勧め致します。
- 昼食会場等で、お客様が酒類・食事・その他のサービス等を追加された場合は、お客様自身の負担となります。

この旅行は、九州旅客鉄道(株)(福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号国土交通大臣登録旅行業第965号、以下「当社」といいます。)が主催する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と主催旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。又、旅行契約の内容条件は、各コースごとに記載されている条件の他、下記条件出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行契約約款(主催旅行契約の部)によります。

1. 旅行のお申し込み方法及び契約の成立について

(1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記のお申込金を添えてお申し込みいただきます。お申込金は「旅行代金」「取消料」又は「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。(2) 当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けます。この場合、当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出とお申込金の支払を行っていただきます。この期間内にお申込金の支払がなされないときは、当社は予約はなかったものとして取り扱います。この場合もお申込金をいただいた時に旅行契約が成立したものと致します。(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。

2. 旅行代金のお支払い

(1) お申込金(お一人様)

旅行代金	1万円未満	1万円以上3万円未満	3万円以上6万円未満	6万円以上
お申込金	2,000円	5,000円	10,000円	20,000円

(2) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算し、かつ前日または前々日にお支払いいただきます。

3. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス) 宿泊費、食事代、取り扱い料金および消費税等の諸税
上記諸費用はお客様のご都合により、利用されなくても払戻しは致しません。(コースにふくまれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

4. 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合には旅行代金に対してお一人様につき下記のとおり取消料をいただきます。

旅行契約の解除期日	取消料	取消料
●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	宿泊付旅行	日帰り旅行
①21日目に当たる日以前の解除	無料	無料
②20日目に当たる日以降の解除(③~⑧を除く)	旅行代金の20%	無料
③10日目に当たる日以降の解除(④~⑧を除く)	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④7日目に当たる日以降の解除(⑤~⑧を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥旅行開始日の前日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦無断不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%
⑧旅行開始後の解除	旅行代金の100%	旅行代金の100%

5. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という)のカード会員(以下「会員」という)より、会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けられること(以下「通信契約」という)を条件に電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行のお申し込みを受け付ける場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取り扱いができない場合があります。また取り扱っていないカードの種類も受託旅行会社により異なります。)
a. 通信契約のお申し込みの際、会員はお申し込みをしようとする「主催旅行の名称」、「旅行開始日」「会員番号」、その他の事項を当社にお申し出いただきます。
b. 通信契約による主催旅行契約は、当社が契約の承諾する旨の通知をしたときに成立するものとします。
c. 通信契約での「カード利用日」は、会員又は当社が主催旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は減額または解除を行った旨をお客様に通知した日とします。
d. 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、当社は通信契約を解除し、左表の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金をお支払いいただいた場合はこの限りではありません。

6. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は平成17年2月1日を基準としております。又、旅行代金は平成17年2月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しております。国内旅行損害保険加入のおすめ、安心して、ご旅行をしていただくためお客様ご自身で保険をかけることをお勧め致します。旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として、消費税が課せられます。